

奨学金返還支援制度

安田町では、子どもたちが進学しやすい環境を整えるとともに、町の将来を担う若者の定住と就労を促進するため、奨学金の返還支援を行っています。
ぜひご活用ください。

対象条件

※すべてに該当する必要があります。

- ① 対象となる奨学金の貸与を受けて大学等に進学し、その奨学金の返還を行っていること
- ② 安田町に住民登録があり、実際に居住していること
- ③ 就労していること（公務員等一部を除く）
- ④ 町税等に滞納がないこと
- ⑤ 対象となる奨学金が他の支援制度の適用を受けていないこと

対象となる奨学金

- ①安田町奨学資金 ②日本学生支援機構奨学金 ③土佐育英協会奨学金

対象期間

対象条件を全て満たす期間とし、10年（120箇月）が上限となります。

補助額

1年間に返還した奨学金の額を補助します。ただし、上限24万円（月額2万円）とし、補助対象期間が1年に満たない場合は月数で按分します。

交付申請

申請を受けようとする年度の10月末までに、次の書類を提出してください。

- ・補助金交付申請書
- ・住民票
- ・就労証明書
- ・奨学金の貸与を証する書類
- ・奨学金の返還計画が確認できる書類

※その他、必要に応じて書類を求められることがあります。

